

住宅セーフティネット制度における居住支援

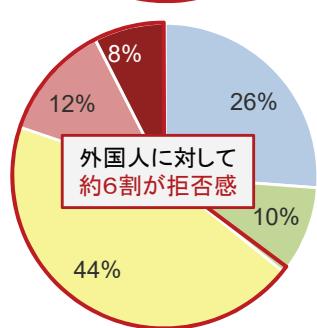
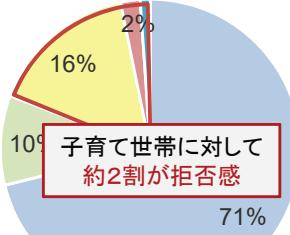
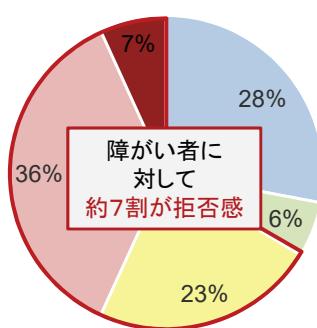
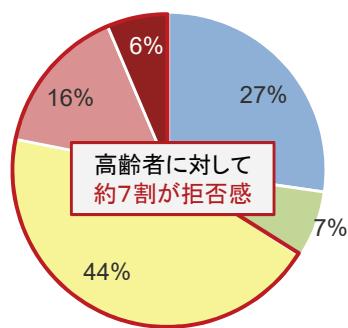


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

○住宅確保要配慮者の入居に対し賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。
他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安、家賃の支払いに対する不安等が入居制限の主な理由。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識



■ 従前と変わらず拒否感はない
 □ 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
 ■ 従前と変わらず拒否感が強い
 ■ 従前より拒否感が強くなっている

入居制限の状況 (%)



入居制限する理由 (%)



住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策（複数回答）					
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)	◎(49%)	●(61%)				●(61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○(32%)	◎(48%)	●(58%)			●(50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎(42%)	○(32%)	●(60%)	◎(48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○(37%)	●(61%)	○(31%)	○(38%)	○(37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○(37%)	●(52%)	◎(42%)	○(35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○(38%)	◎(43%)	○(33%)	○(47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎(43%)	○(45%)	○(44%)	●(76%)		

国土交通省 住宅建設事業調査「住宅確保要配慮者の居住に関する実態把握及び継続的な居住支援活動等の手法に関する調査・検討業務報告書」(令和2年3月)より2

住宅セーフティネット制度の概要

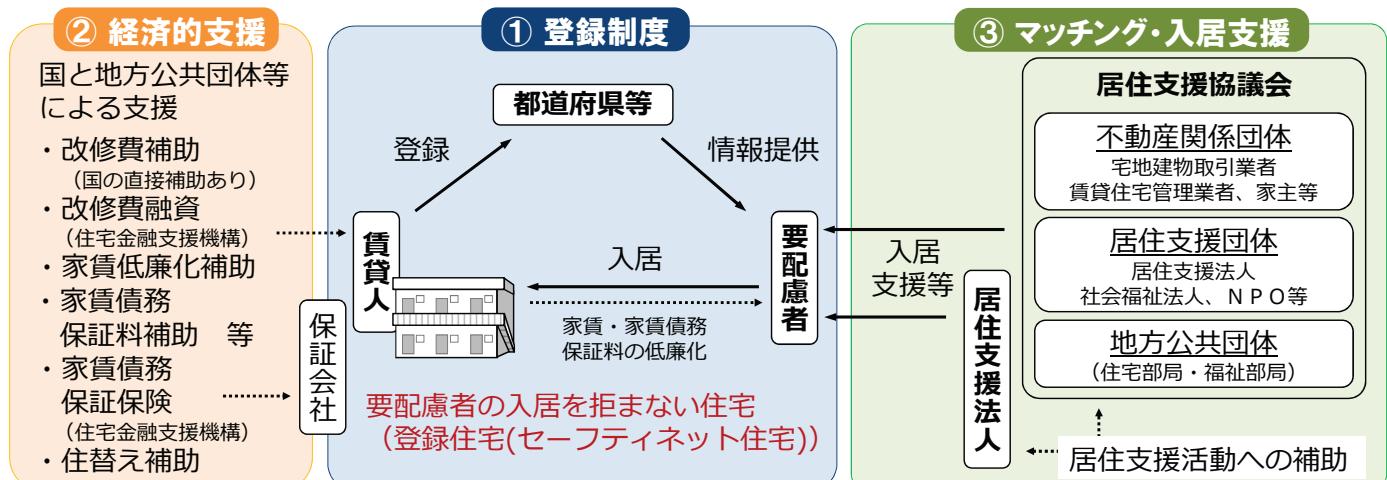
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援 ⇒ 『居住支援』

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

・外国人等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、D V被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者等、生活困窮者など)

・東日本大震災等の大規模災害の被災者

(発災後3年以上経過)

・都道府県や市区町村が

供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、L G B T、U I Jターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

4

セーフティネット住宅の登録基準

登録基準

○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること
※ 各戸25m²以上
ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18m²以上
※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること
(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)
- ・一定の設備(台所、便所、浴室等)を設置していること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積
15 m² × N + 10m²以上
(N:居住人数、N≥2)

○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする
- ・専用居室の面積
9 m²以上 (造り付けの収納の面積を含む)

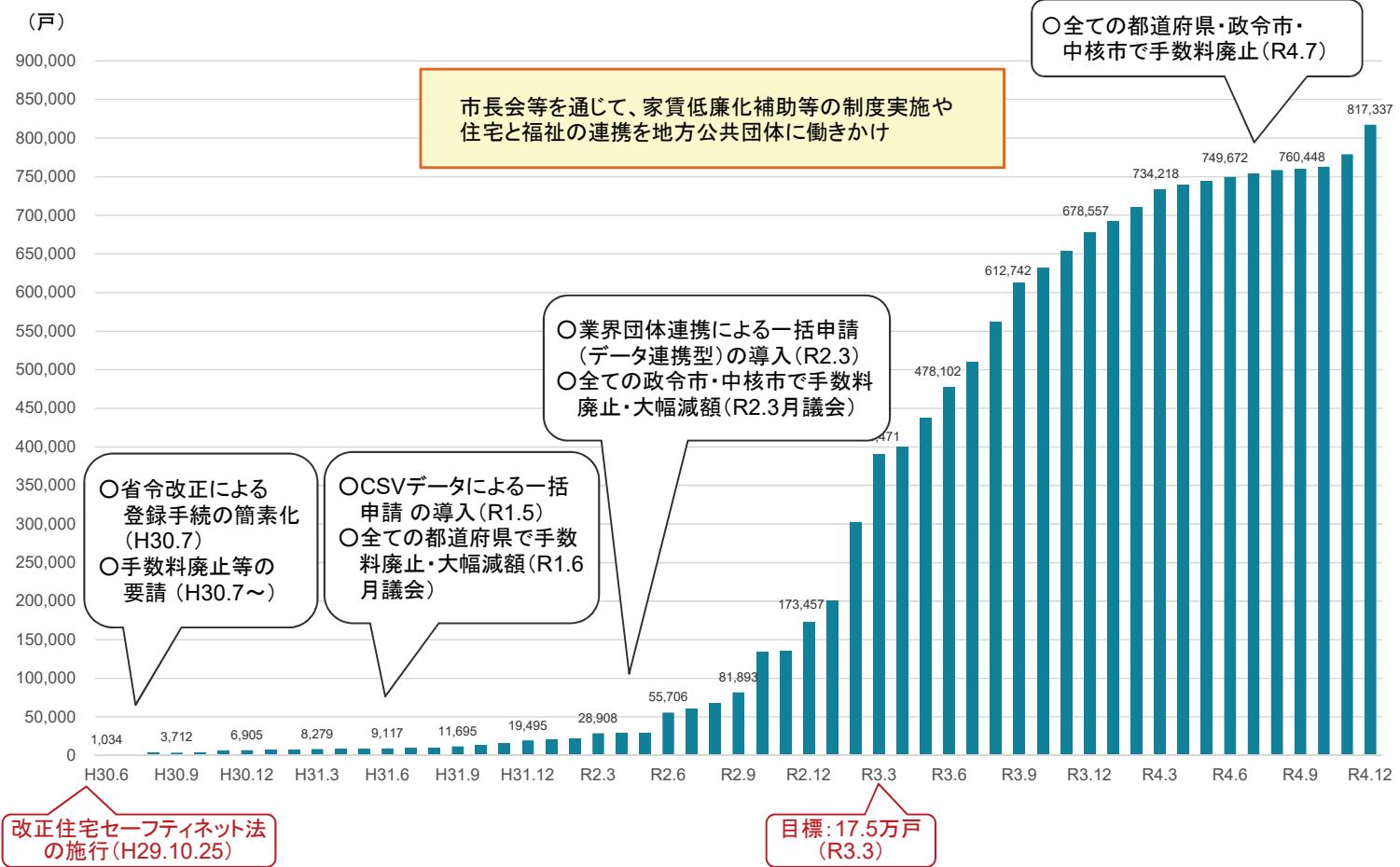
○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける
- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人數概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準を策定

5

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R4.12)※月末時点



UR賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅(専用住宅)

- 地域における住宅セーフティネットの裾野を広げるため、令和4年3月に **UR賃貸住宅をセーフティネット登録住宅(専用住宅)として活用可能** とすることを地方公共団体へ通知し、運用を拡大

<概要>

(手続き)

○ **地方公共団体からURへ要請**

○ **対象団地・住戸等は地公体とURの協議**により決定

○ URは要請・協議に基づき登録申請

(対象住宅の要件等)

○ 登録基準(規模、構造、設備等)に適合

○ 家賃低廉化補助を実施する専用住宅であること

(補助額)

(補助対象となる住宅の要件)

(補助対象となる入居者の要件)

○ いずれも、国の補助要綱等の範囲内で、

地方公共団体が補助要綱等で定めるとおり

(例)・4万円/月(国2万円/月、地方2万円/月)

・管理開始から原則10年以内

・補助対象となる入居者の要件

・入居者の所得が月額15.8万円以下

ひとり親など子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 等

○ 別途、URが定める申込資格(家賃額に応じた一定の収入要件等)を満たす者

<UR賃貸住宅を活用したSN住宅の例>



場所: 神奈川県横浜市

家賃: 7.07万円(⇒3.23万円～4.82万円)※

※家賃低廉化補助の適用後の入居者負担額。入居者の所得に応じて変動

敷金: 14.14万円

建築年: 昭和43年、構造: SRC造・7階建て

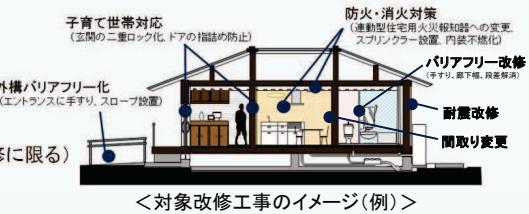
入居対象者: 市内在住又は在勤で、

世帯の月収額が15.8万円以下の者

セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援

セーフティネット登録住宅(専用住宅)について、改修費に係る費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象工事等	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む) ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む) ⑤耐震改修 ⑥「新たな日常」に対応するための工事 ⑦省エネルギー改修(ただし、開口部又は躯体(外壁、屋根・天井または床)に係る断熱改修に限る) ⑧交流スペースを設置する工事 ⑨居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして 自治体に事前登録等されたものに限る) ⑩専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事 <small>※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(ただし家賃3か月分を限度とする))も補助対象</small>	
補助率・補助限度額	補助率 : 国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3) 国費限度額 : 50万円／戸 -①②③④⑤⑧を実施する場合、50万円／戸加算 -②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円／戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円／戸加算する。 -④を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円／施設	
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下) ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 等
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 (入居者の家賃の額の要件は、収入分位が40%を超える50%以下の場合の家賃算定基礎額を用いて設定する。)	
その他主な要件	・⑦を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。	



<対象改修工事のイメージ(例)>

セーフティネット登録住宅の家賃低廉化支援等【全体版】

セーフティネット登録住宅について、家賃低廉化等に係る費用に対して補助を行う。

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	セーフティネット登録住宅への住替えに係る補助	
事業主体	大家等	家賃債務保証会社、保険会社等	居住支援法人、居住支援協議会等	
対象	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 (被災者等:月収21.4万円以下)	月収15.8万円以下の世帯	①-1 災害リスクの高い区域(土砂災害特別警戒区域、災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る))からの住替え ①-2 原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域内の災害危険区域又は浸水被害防止区域からの住替え	②低廉な家賃のセーフティネット登録住宅への住替え ※ただし、家賃が下がる場合に限る
	子育て世帯、新婚世帯 :月収21.4万円以下 (収入分位40%以下)	子育て世帯、新婚世帯 :月収21.4万円以下	月収15.8万円以下の世帯 (①-2の場合は、かつ被災者)	月収15.8万円以下の世帯
	多子世帯 :月収25.9万円以下 (収入分位50%以下)	多子世帯 :月収25.9万円以下		
対象住宅	専用住宅	専用住宅	登録住宅	専用住宅
低廉化の対象	家賃	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料	セーフティネット登録住宅への住替え費用	
補助率	国1/2+ 地方1/2 等	国1/2+ 地方1/2	国1/2+ 地方1/2	
国費限度額	2万円／戸・月 等 国費総額 240万円／戸	3万円／戸・年	5万円／戸	
支援期間	管理開始から原則10年以内 ※月収15.8万円を超える子育て世帯等については最大6年間、新婚世帯については最大3年間		(セーフティネット登録住宅への住替え時)	

セーフティネット登録住宅への補助を実施している自治体（R4.7時点）

＜令和4年度に補助を実施する自治体＞

■改修費補助:35自治体

■家賃低廉化等補助:48自治体 [家賃低廉化:40自治体、家賃債務保証等低廉化:29自治体]

※国土交通省アンケート調査(令和4年7月時点)に基づく

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化
北海道	札幌市	-	-	◎
	網走市	◎	◎	-
	当麻町	-	◎	-
	音更町	-	◎	◎
	本別町	-	◎	-
青森県	十和田市	◎	◎	-
岩手県	花巻市	◎	◎	◎
宮城県	大崎市	◎	◎	-
山形県	(県)	○	-	-
	山形市	◎	◎	-
	米沢市	◎	-	-
	鶴岡市	◎	◎	◎
	寒河江市	◎	-	-
	上山市	-	◎	-
	南陽市	◎	◎	◎
	大石田町	-	◎	-
	舟形町	◎	-	-
	白鷹町	◎	◎	-
福島県	(県)	○	○	○
	郡山市	-	◎	◎
	いわき市	-	◎	◎
	石川町	◎	-	-
栃木県	栃木市	-	◎	-
群馬県	前橋市	◎	-	-
埼玉県	さいたま市	-	-	◎
千葉県	千葉市	-	-	◎
東京都	船橋市	-	◎	-
	(都)	○	○	○
	墨田区	◎	◎	◎
	目黒区	-	-	◎
	世田谷区	-	◎	-
	中野区	◎	-	-
	豊島区	◎	◎	◎
	練馬区	-	◎	-
	八王子市	◎	◎	◎
	府中市	-	-	◎

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化
神奈川県	横浜市	-	◎	◎
	長泉町	-	◎	-
愛知県	名古屋市	◎	◎	◎
	岡崎市	◎	-	◎
京都府	京都市	-	◎	◎
	宇治市	◎	-	-
大阪府	(府)	-	-	◎
	(県)	○	○	○
兵庫県	神戸市	-	-	◎
	姫路市	-	◎	-
	神河町	-	◎	-
和歌山县	(県)	◎	-	-
	和歌山市	◎	-	-
鳥取県	(県)	○	○	○
	鳥取市	◎	◎	◎
	米子市	-	◎	◎
	倉吉市	◎	◎	◎
岡山県	南部町	-	◎	◎
	倉敷市	-	◎	-
徳島県	(県)	-	◎/○	-
福岡県	福岡市	◎	◎	◎
熊本県	玉東町	◎	-	-
鹿児島県	(県)	○	-	-
	薩摩川内市	◎	◎	-
沖縄県	徳之島町	◎	-	-
	那霸市	◎	-	-
計		35	40	29
				48

◎:社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施
○:都道府県から市区町村への補助を実施

10

居住支援協議会の概要

- ▶ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- ▶ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

(1) 設立状況 120協議会が設立（令和4年12月31日時点）

○ 都道府県（全都道府県）

○ 市区町（78市区町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、小田原市、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直鞍地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、竹田市、熊本市、合志市、日向市、とくしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

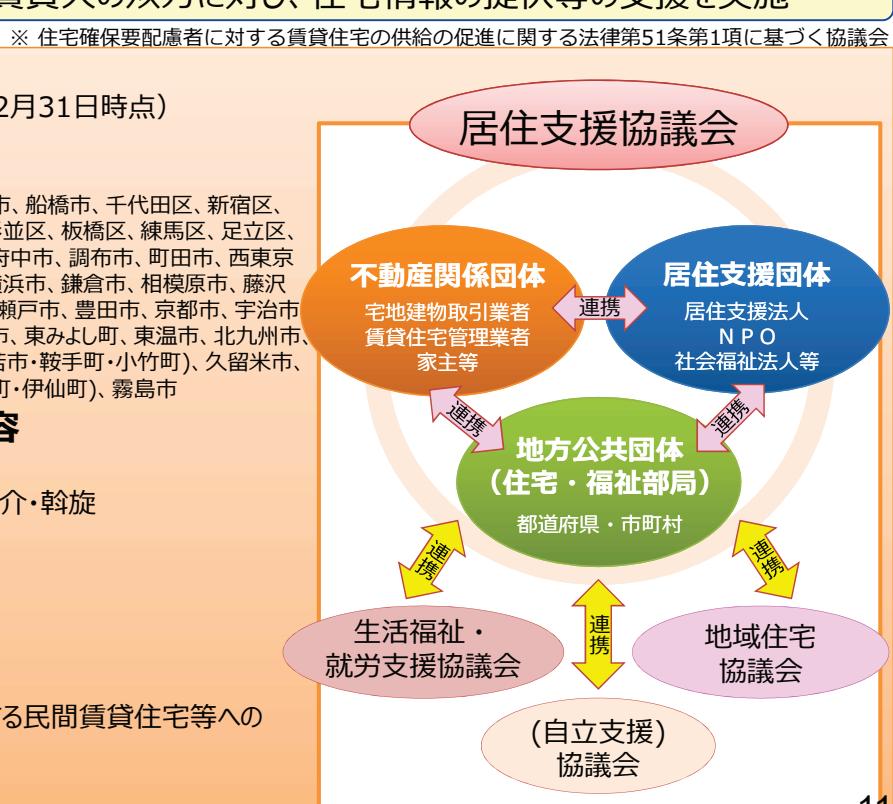
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

[令和5年度予算]

居住支援協議会等活動支援事業（10.5億円）



11

居住支援協議会の設立目標

居住支援協議会の設立状況

120協議会が設立（R4年12月31日時点）

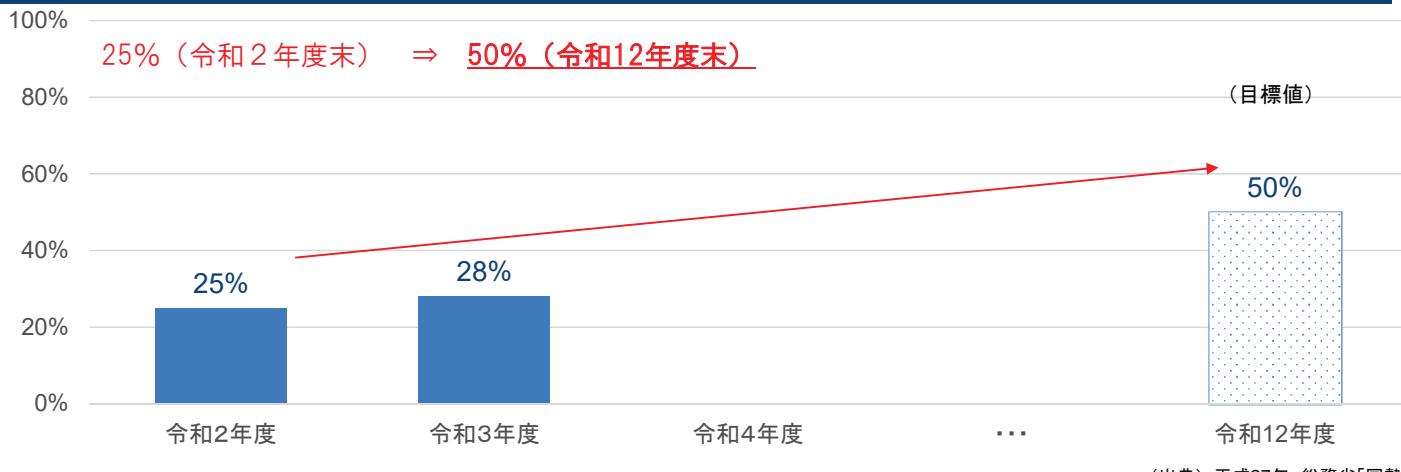
○都道府県（全都道府県）

○区市町（78区市町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、小海町、岐阜市、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直鞍地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、竹田市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市

居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率

【住生活基本計画(全国計画) 令和3年3月19日】



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな扱い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

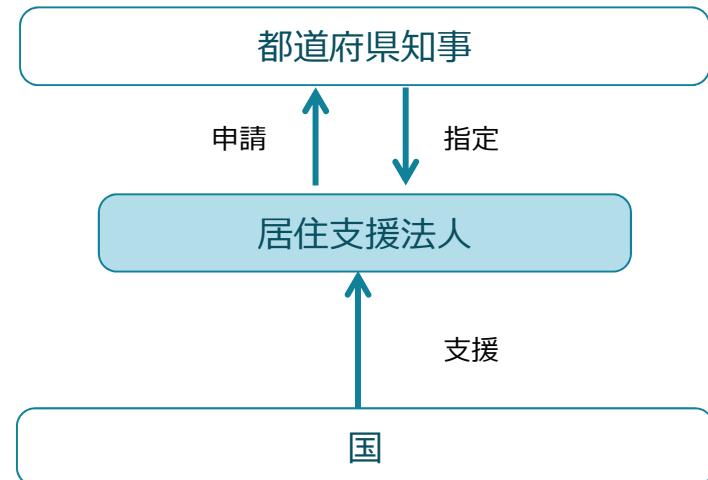
- NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- 社会福祉法人
- 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- 見守りなど要配慮者への生活支援
- ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



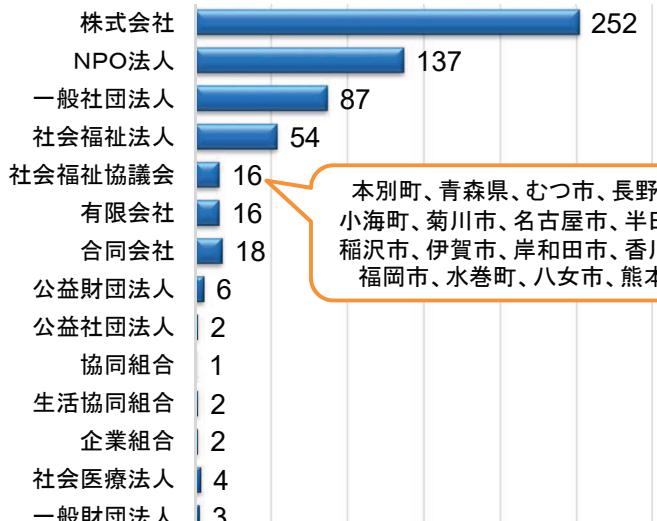
● 居住支援法人への支援措置

- 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- [R5年度当初予算] 居住支援協議会等活動支援事業（10.5億円）

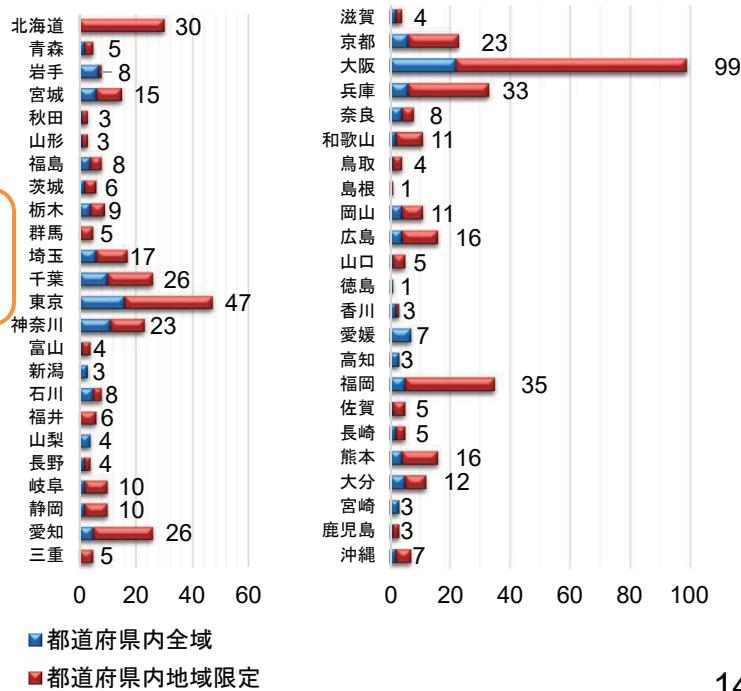
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 600法人が指定（R 4.12.31時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が99法人と最多指定

■ 法人属性別



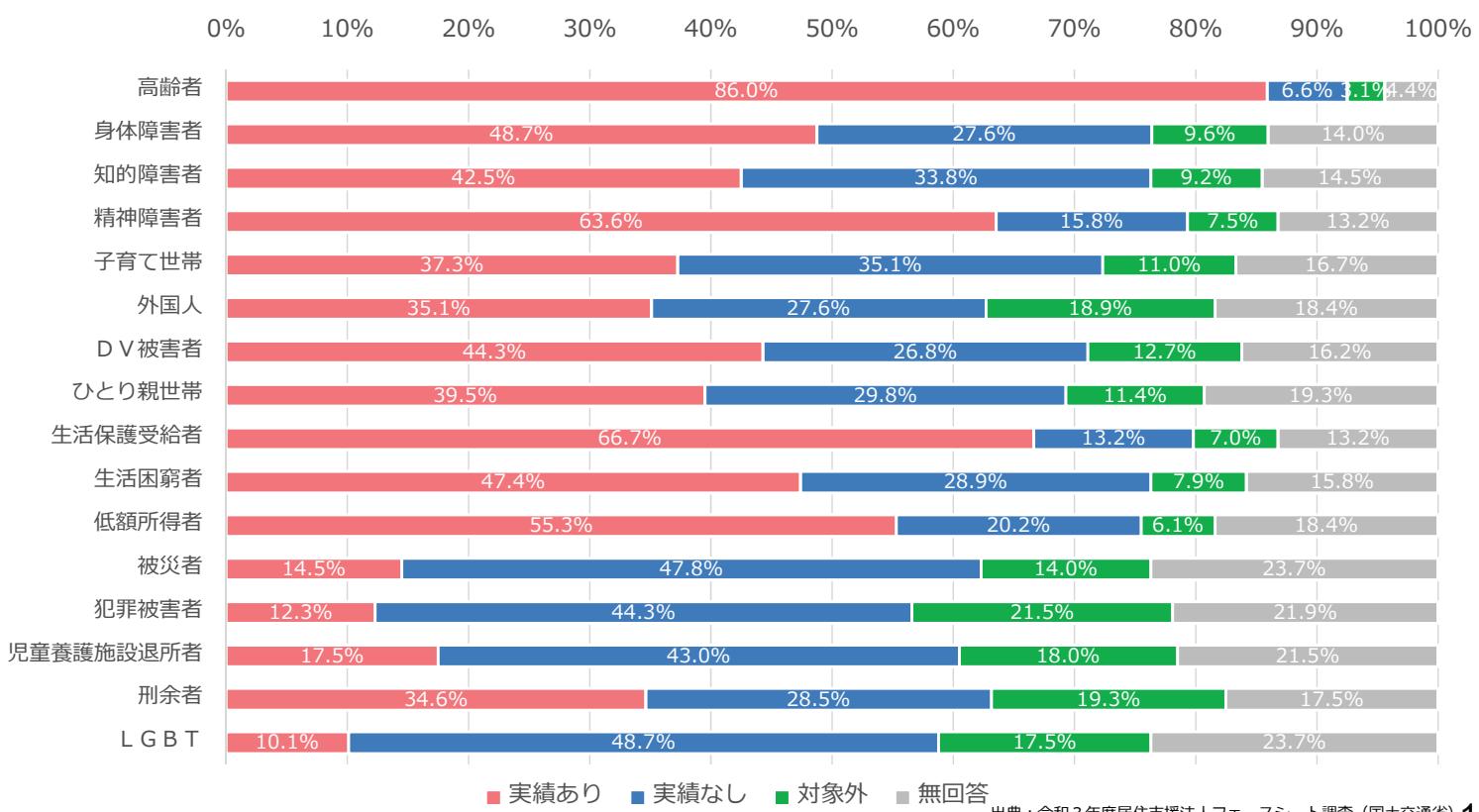
■ 都道府県別



14

【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

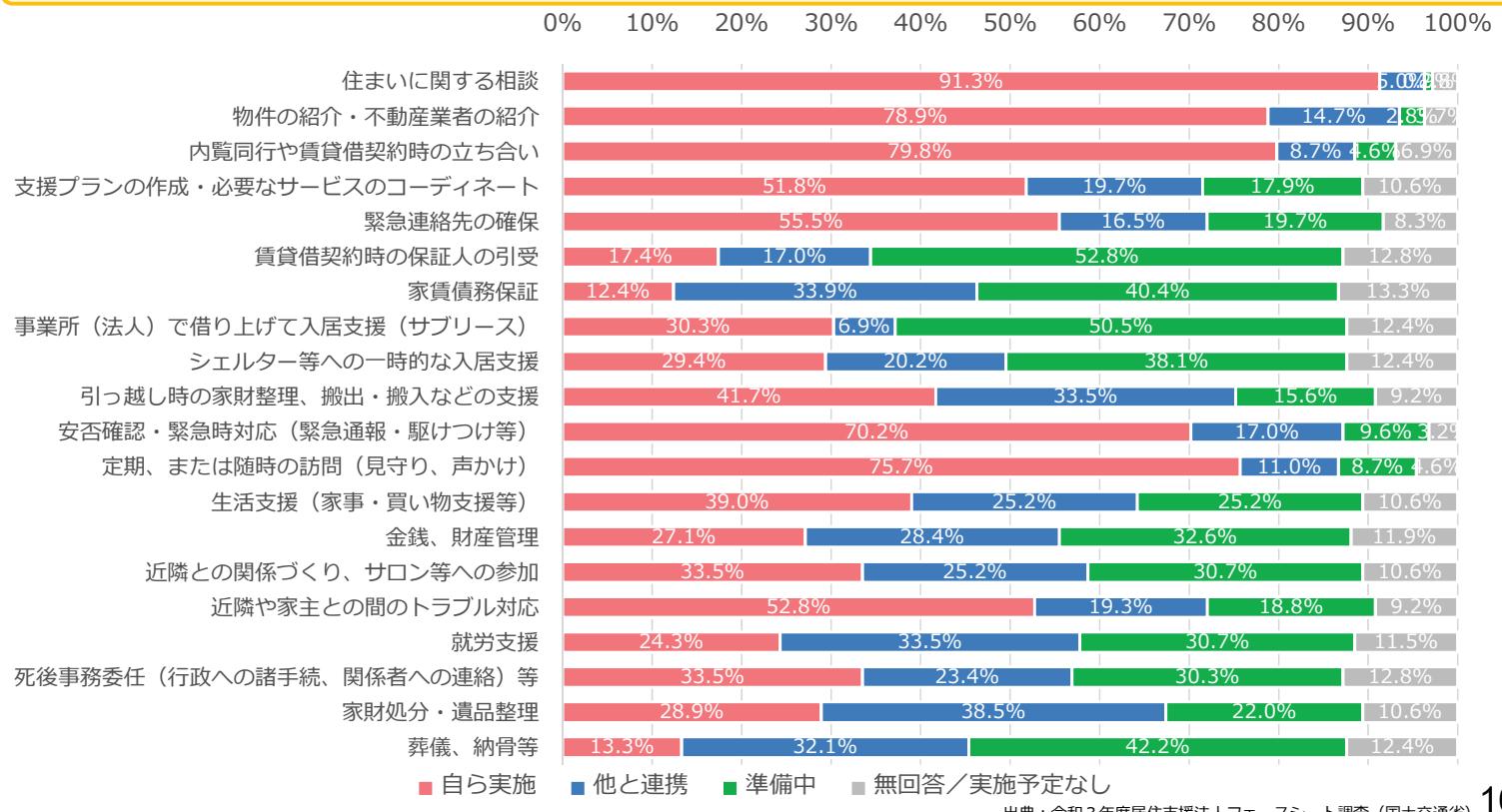
- 高齢者や精神障害者・生活保護受給者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 外国人や犯罪被害者・刑余者については実績も少なく、約2割程度の居住支援法人では支援対象外となっている。



出典：令和3年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省） 15

【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援するだけでなく、他と連携して支援する居住支援法人が多い。



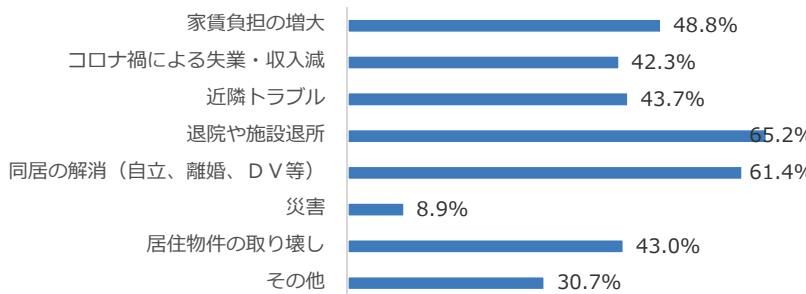
出典：令和3年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省）

16

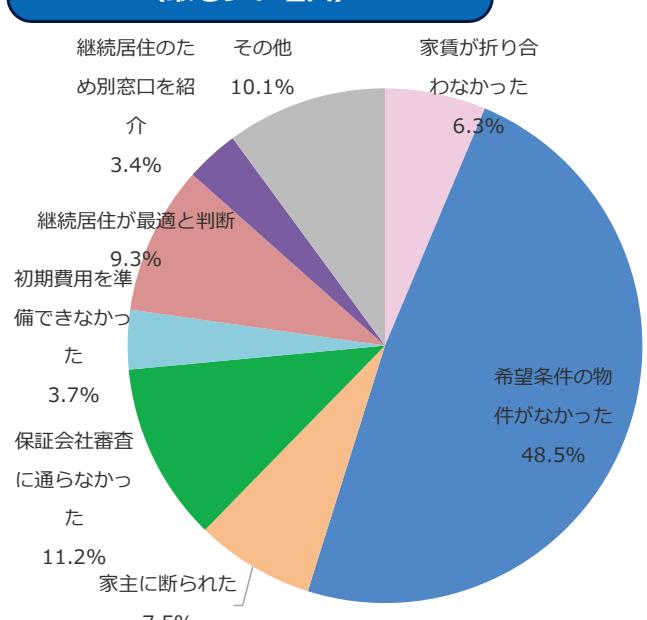
【国交省アンケート結果】居住支援法人の入居相談

- 居住支援法人の入居相談件数は、平均98.4件。うち入居や継続居住につながった件数は、平均18.8件。
- 住宅確保にあたっては、自ら不動産店・大家と調整している居住支援法人が最も多い。
- 入居相談が成約しなかった理由の約半分は、希望する条件の物件がなかったことによるもの。

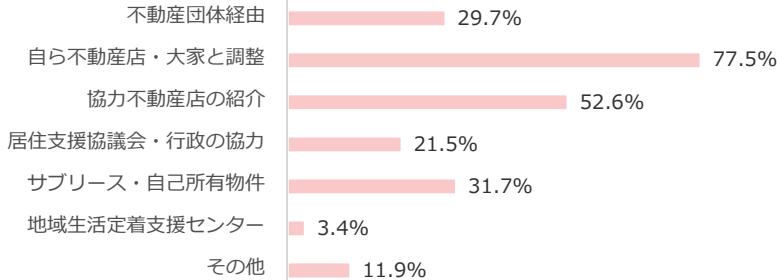
入居相談理由



入居相談が成約しなかった理由 (最も多い理由)



住宅確保の方法



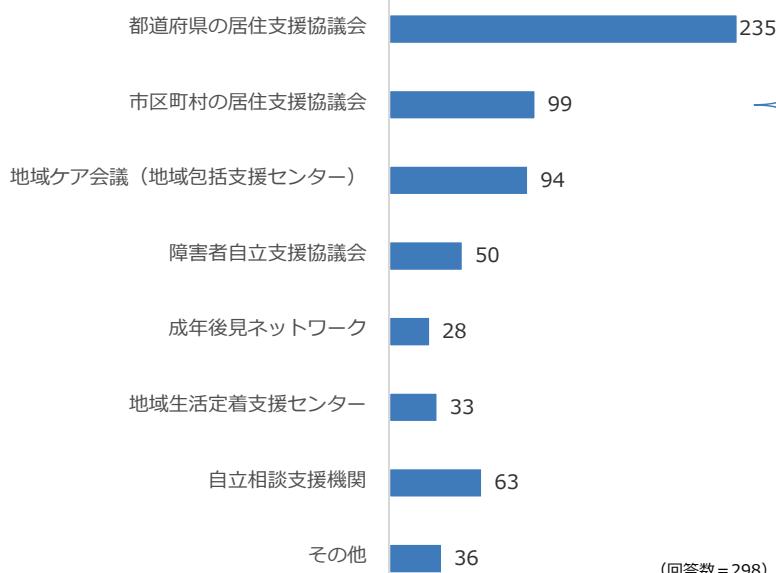
出典：令和3年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省）

17

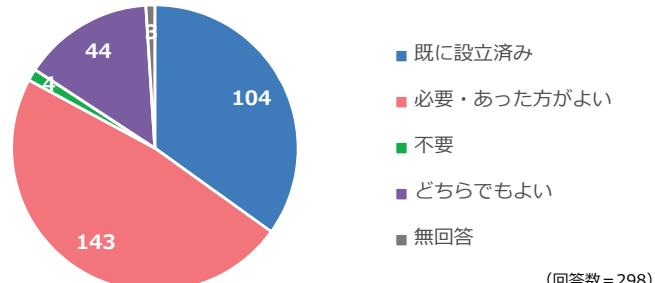
【国交省アンケート結果】居住支援法人の地域ネットワーク

- 多くの居住支援法人が都道府県の居住支援協議会へ参画している。
- 市区町村の居住支援協議会に参画する居住支援法人は全体の半数程度だが、設立済みの市区町村においては、殆どの居住支援法人が参画している。また、未設立の市区町村においても、設立を必要とする意見が多い。

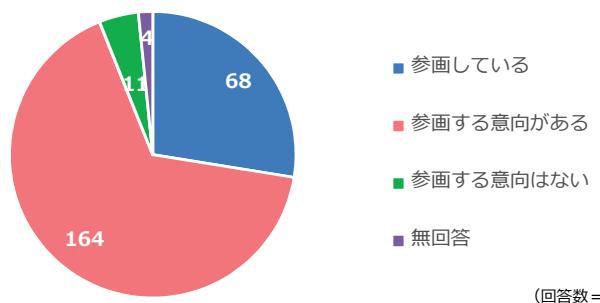
参画する地域ネットワーク



①所在地における居住支援協議会の必要性



②市区町村居住支援協議会への参画意向



出典：令和3年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省） 18

居住支援の促進に関する取組一覧(令和4年度)

財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

■居住支援協議会等補助事業

- 居住支援協議会、居住支援法人等が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共に毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

■居住支援研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成
- OHP等を通じて、各自治体へ紹介

■居住支援協議会設立事例ビデオ

- 居住支援協議会の設立意義・ノウハウ～具体的な取組等を紹介するビデオ教材を作成予定
- 作成したビデオ教材はOHP等において公開予定

■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信（約2,000アドレス）

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハシズオン支援を実施（R2:3自治体、R3:9自治体）
- R4年度は2都道府県・4市区町村を採択予定

■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援

■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハシズオン支援を実施（R3:5団体）

自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

■地域別の居住支援会議の開催

- R3年度は、自治体・居住支援協議会・居住支援法人・関係団体等を交えて、都道府県単位で居住支援体制を検討する意見交換会の開催を支援

- R4年度は、伴走支援プロジェクトの支援対象を拡充し、引き続き都道府県単位での居住支援体制の検討を支援

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長
※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

開催状況

- 第1回連絡協議会（令和2年8月3日開催）
- 第2回連絡協議会（令和3年6月22日開催）
- 第3回連絡協議会（令和4年7月6日開催）

20

居住支援協議会等への活動支援

令和5年度当初予算案:10.5億円
令和4年度補正予算:2.23億円

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間：令和2年度～令和6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	<p>定額</p> <p>10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合は12,000千円/協議会等）</p>

居住支援協議会

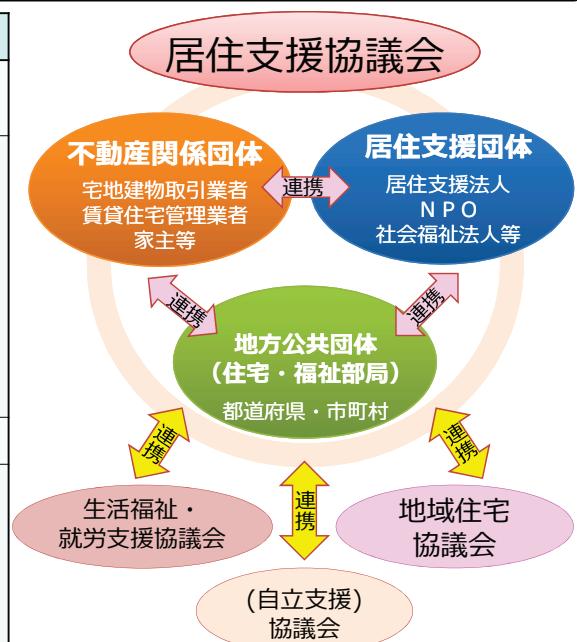
- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立

・設立状況: 120協議会(全都道府県・78市区町)が設立(R4.12.31時点)

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定

・設立状況: 600者(47都道府県)が指定(R4.12.31時点)



下線部は令和4年度補正予算における拡充事項

21

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和4年度)の概要

居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットホームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- しかしながら、居住支援協議会を設立した市区町村は66市町村にとどまっている。そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしている。

一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない／どうやって設立すればよいか分からぬなど

☞ 居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！

☞ 市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！

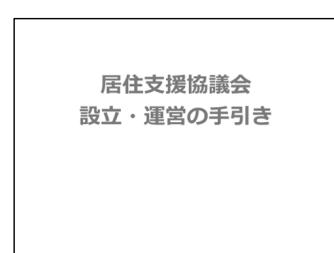
■ 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	都道府県 又は 都道府県居住支援協議会 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	2 団体程度	①有識者、国交省・厚労省職員等の派遣（勉強会の講師、関係者との調整等） ②課題の相談及びアドバイス ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供 ④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介
設立部門 (②市区町村型)	市区町村 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能		※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。
活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能	4 団体程度	

22

居住支援協議会設立・運営の手引き

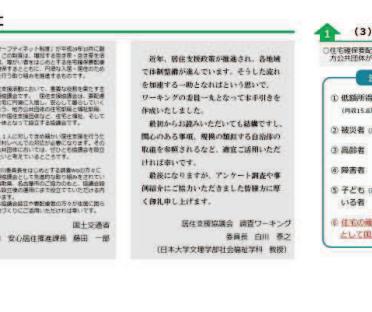
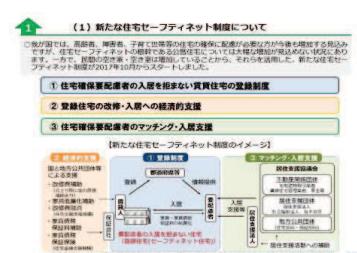
- 「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を25%⇒50%に設定。
- 各市区町村における居住支援協議会設立を支援・促進する目的で「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成



はじめに

「新たな住宅セーフティネット制度」が平成29年内に創設され、これは、賃貸住宅、所有者、子育て世帯の安心・安全を守るために、賃貸住宅の修繕や改修費用を負担する制度です。また、所有者負担の範囲を縮小するため、賃貸住宅の修繕や改修費用を負担する制度です。

近年、居住支援政策が進展され、各地域でさまざまな取り組みが進められています。そこで、本手引きは、居住支援協議会設立の手順や運営方法について、参考となる情報をまとめました。また、居住支援協議会設立のための法律や規制についても概要を示し、開設手続きや組織運営などの実務的な知識を学ぶことができます。



国土交通省のHPで公表
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001403680.pdf>

23

居住支援メールマガジンにご登録ください！！

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に**居住支援メールマガジン**を創設しました。
- **居住支援に役立つ情報を地域で居住支援に取り組む人々に直接配信**しています！

登録方法

- ◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。
※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



hqt-housing-support@mlit.go.jp

誰でも配信できます！！

- ◆このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。
掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、
約1,900アドレスが登録されています！！

- ◆過去のアーカイブ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html